

第33回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和元年7月1日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】

稲垣穰，宇都宮法宏，梅枝駿，元坂新，澤徳一郎，瀬谷周一，田中伸一，多見谷寿郎（委員長），樋口智子，古市佳代，増田美也子，吉野太人（五十音順，敬称略）

【事務担当者】

地裁担当裁判官，刑事首席書記官，裁判員調整官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) テーマ「裁判員制度について」の概要説明

(2) 意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

(3) 次回意見交換のテーマ

「裁判所における働き方改革について」

(4) 次回開催日時

令和2年1月23日（木）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員)

- 本日の意見交換においては、主に裁判員裁判へ国民の積極的な参加を促すための具体的な工夫・方策について、皆様方から御意見等をお伺いすることにしたい。事前に行ったアンケートによると、裁判員をやってみたいという方が多いようであるが、どなたかその理由等をお聞かせ願いたい。
- 裁判員制度については、学校の教科書には書かれてはいるものの、自らが裁判員となった経験も踏まえて、教科書に載っていないことなども生徒たちに教えたいので、是非とも裁判員をやってみたい。
- 職業柄、就職禁止事由に該当しているためできないが、そうでなかったら裁判員をやりたいと思う。ただし、仮に法曹の立場でなかったとしたら、同じ感覚になるかどうかは分からない。
- 先ほど担当者が御説明したとおり、裁判員として参加したいという思いはあるものの、現実的には、仕事や育児、介護などを理由に辞退を希望される方も少なくない。また、収入面で支障が出るケースや、重大事件であれば精神的な負担が大きいといった不安などのほか、参加するにあたって障害となり得る事由等があればお伺いしたい。
- 企業経営をしている立場からは、社員が裁判員として参加したいと言ってきたらどうしようという不安がある。そのため、社員が裁判員に選ばれた際にどうするかも含めて、年1回くらいは、経営者や管理職等に制度理解を深めるための機会を設ける必要があるのではないか。また、自分が裁判員となったことを考えると、何も知識がないのに人を裁くことができるのかといった不安もあり、ある程度、事前に知識を深めておく必要があるように感じられる。
- 授業では、裁判員制度の導入趣旨や基本的な制度説明にとどまる程度であり、裁判官と裁判員が協力して、実際に何日くらいかけて、どのようなことを行っているかという具体的などころまでは教えていない。そういった意味で、出前講義

等において、具体的な手続内容をPRしていくことが重要になると考えられる。

- 法教育という観点から、検察庁や弁護士会における具体的な取組状況等について御紹介願いたい。
- 検察庁では年間15回ほど出前授業を行っている。やり方は色々なパターンがあり、検察庁独自で行うこともあれば、裁判所や弁護士会と共同で行うこともある。内容についても、単に制度説明を行うだけでなく、検察官から説明を行って身近に感じてもらえるよう工夫をしたり、模擬裁判におけるオブザーバー参加を通じて制度理解を深めてもらうなどしている。学生からのアンケート結果によると、自らが成人した際には是非とも裁判員をやってみたいという声も非常に多く、検察庁としては、今後も広報活動に力を入れていくつもりである。
- 弁護士会では、法教育というテーマに絞った委員会があり、小中高を訪問して1時間程度の出前授業を行っている。あくまでも法教育がメインとなるため、自ずと対象は学生に限定されており、企業や社会人を対象とした取組等は行っていないというのが現状である。
- 先ほど経営者に理解を深めさせるという話が出たが、裁判所等から商工会議所などに前出講義を行っていただくことは可能と思われる。
- 裁判所の今後の出前講義先については、いただいた御意見を参考に検討していきたい。
- 先程の参加するにあたって障害となり得る事由等について、身体及びプライバシーが確実に保護されるのかといった点も、裁判員として参加することへの不安等につながるものと考えられる。いくら安心だと言われても、裁判員になったことでストーカー被害等を受けたりしないかなど、過剰な心配をされる方も多くいるのではないかと。
- 以前、他庁で暴力団関係者と思われる傍聴人が裁判員に声掛けをしたといったケースもあり、そのように御心配される点は十分理解している。実際の裁判員裁判では、氏名を明らかにせず、評議等の場面においても番号で呼び合っている。

当然のことながら、事件関係者の裁判員への接触は禁止されている。また、裁判員に選任されたら直ちに裁判所の連絡先を伝え、何か不安なことがあればすぐに連絡が取れる態勢をとっているだけでなく、事件終了後も、同様に不安等があれば、まずは裁判所に連絡をしていただくよう依頼するなど、裁判所としては、できる限りのことは行っていくというスタンスで対応に努めている。

- 裁判員候補者の辞退率上昇及び出席率低下については、先ほども御説明したとおり、裁判所においても原因分析を行って対策等を講じているところであるが、今後、裁判所としてこういった取組をすべきではないかなど、具体的な御提案や御意見等があればお伺いしたい。
- 自営業やアルバイトなどをしている人にとっては、収入面での減少が予想されるので、審理予定日数が増加傾向にあることはかなりのデメリットだと思う。また、自分の代わりに仕事を行ってくれる者がいない場合は、仮に裁判員に選ばれたとしても、裁判員としての職務従事後に、職場に戻って仕事を行わなければならないので、現実問題としてかなり厳しい状況になると考えられる。
- 有罪・無罪までは決められるものの、その後の妥当な量刑を決めることは難しいと感じている。これは生徒も大人も一緒であり、どのような量刑がふさわしいかを定めるのは、かなりハードルが高いように思われる。
- 以前に比べ、量刑を決める作業は理論的に整理されてきており、一般的な社会常識に従って判断すれば、十分判断できるものとなっているため、こういった状況等にあることなどを、今後アピールしていく必要があると感じた。
- 重大事件を担当する際の負担感はかなり大きいのではないかと。普段とは違う状況に置かれるため、理性的になって判断することはかなり難しいと思われる。また、裁判員に選ばれた人たちの中でも知識の差は出てくることから、裁判所からの説明も丁寧にしていただけるとよいのではないかと思う。
- 裁判員の拘束期間をできる限り短くするということは重要ではあるものの、人が亡くなるような重大事件であれば、決められた日数や時間で判断してよいもの

なのかといった考え方も出てくるのではないか。この点については非常に難しい問題だと思われる。

- 自分の所属会社では、裁判員裁判への参加に関する休暇制度を設けてあり、賃金カットはされないことになっている。休暇制度が設けられていなければ、参加しづらいという面はあるが、仮に、参加できる状況であったとしても、参加するかどうかは個人差もそれなりにあるように思われる。また、責任のある立場の人が選ばれた場合には、雇用する側からすると、参加してもらったら困るといった事情等もあって、職場での理解がなかなか得られず、参加できないケースもあり得るのではないか。
- 津市は、育児中の方のために、乳幼児の一時預かり事業を行っている。担当課に確認したところ、裁判員裁判を理由に利用された方は、過去10年間一度もないとのことであった。一時預かりは有料ということもあって、あまり需要がないと考えられるため、可能かどうか分からないが、裁判所でも託児サービスを行った方がよいのではないかと思う。また、私ども公務員についても特別休暇はあるものの、先ほど少しお話が出たように、参加期間中はどうしても自分の仕事が積み残しになって、どこかでそれを補わないといけないため、参加率を高めるためには、審理予定日数をできる限り短くすることが必要だと考える。
- 本日、委員の皆様からいただいたご意見等は、今後の参考にさせていただく。